

## 仕様書

### 1. 業務名

堺製品の海外展開に向けたワークショップ業務

### 2. 目的

自社商品の海外市場開拓を希望する事業者を対象に、海外の市場動向や商習慣に詳しいアドバイザーから助言等を得る機会を設けることにより、現地市場に適した商品開発・改良を行う企業を支援し、ひいては堺製品の知名度向上を図ることを目的とする。

### 3. 期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで

### 4. 内容

#### (1) 事業参加企業の募集及び選定

- ・欧州方面の市場開拓を希望する堺市内の事業者を募集。応募者の取扱商品や海外進出に対する考え方等をヒアリングし、発注者と協議の上 10 社程度選定すること。

#### (2) ワークショップの開催

- ・パリ市内のギャラリー等において(1)で選定した事業者の商品を展示。現地のデザイナーやバイヤー等(アドバイザー)を当該ギャラリー等に招集し、展示品に対する助言やコメントを聴収するワークショップを開催すること。

#### (3) アドバイザーの招聘

- ・ワークショップの開催後、現地アドバイザーを日本に招聘。(1)で選定した事業者を訪問し、工場等を視察するとともに経営者等との意見交換を実施すること。
- ・また、上述の招聘に併せ、海外市場の開拓(販路拡大や海外向け商品開発等)に関心のある事業者を対象としたセミナーを開催すること。

#### (4) 報告書の作成

- ・参加事業者の今後の海外展開に資するため、(2)及び(3)で得た助言や意見交換の内容をレポートとしてまとめること。

## 5. 業務の実施状況報告

- (1) ワークショップの開催及びアドバイザー招聘後、速やかに助言や意見交換の内容をとりまとめ発注者に報告すること。
- (2) 本業務完了後、全体を総括した業務実施報告書を提出すること。なお、納品はデータ形式にて完了するものとする。なお、押印を要する関係書類については、データ送付後、郵便にて発注者宛てに提出すること。

## 6. その他

- (1) スケジュールは別紙のとおりとする。
- (2) 本業務履行に際し疑義がある場合は、あらかじめ発注者の指示を受けること。
- (3) 本仕様書に明示されていない事項は、発注者と受注者との協議して定める。
- (4) 本業務に付随して当然必要と認められるものについては、受注者の責務において履行すること。
- (5) 受注者は発注者と連絡を密にし、作業上必要な資料及び発注者の指示する書類は遅滞なく作成し、報告、提案及び協議を行い、発注者の承認を得て業務を遂行すること。
- (6) 受注者は、この契約に関し、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

以上